

## 平成30年度第4回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年8月22日（水） 10時00分開会 11時30分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 19名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 栃本課長、中西課長補佐、岡本係長、河本主事  
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事  
(中部) 欠席  
(西部) 平田主事
- 鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事  
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐  
倉吉市農業委員会 森石事務局長、隅主任  
米子市農業委員会 宅和事務局長  
八頭町農業委員会 小林事務局長  
智頭町農業委員会 米本事務局長  
伯耆町農業委員会 草原事務局長
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、  
谷口課長補佐

### 4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第4回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は19名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

### 5 上場会長挨拶

甲子園が終わり梨の収穫が始まりました。梨が良い成績になることを期待しています。

お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。午後から会長・事務局長会議を開催します。

常設審議委員会は昨年は非常にもめた事案が多かったが、今年度は順調に進んでおります。活発なご意見をお願いします。

### 6 新会長の報告（倉益事務局長）

境港市が8月10日に新たな体制になりました。会長に足立会長が再選、会長職務代理者は女性の酒井さんが就任されました。

### 7 議事録署名委員の決定

議 長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、倉吉市の山脇委員さんと、伯耆町の車委員さんをご指名いたします。

## 8 報告事項

### (1) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援 (資料1により説明)

課

議長 7月まで終わったが太陽光発電設備と住宅転用が多くなっている。昨年のペースと比べてどうなのか、また、ここ3年でどういうペースなのか、西部に多いのかなど分析したものを来月示してほしい。

## 9 審議事項

### (1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

議長 それでは、審議に入らせていただきます。説明してください。

事務局 (資料2により、農業委員会総会付議事案(平成30年8月)を説明。)  
(30aを超える説明事案なし。一覧表により説明)

#### 【琴浦町の事案】

山脇委員 建物は基礎なしで建てるのか、排水系統も書いてないからわからない、農業会議はこれでよいと思っているのか。

事務局 基礎の図面は抜けております。確認できておりません。

福田委員 雨水は真砂土に自然流下。排水は水田だったので傾斜をつけて水路に流れます。

山脇委員 屋根の水は一度に流れるので自然流下にならない。どこかに流れる道を付けないといけないどうするのか。

議長 用排水系統図を付けるようになっているので、きちっとつけるようにしてください。

山脇委員 市町村にもきちんと指示をしてください。

事務局 充分点検できていなかった。皆様に大変ご迷惑をおかけしました。これからはきちっと、図面を取り寄せし作成します。

恩田副会長 5ページについて、WCSは普通、野積みでシートをするが、なぜ農業用倉庫に入れないといけないのか。理由が聞きたい。

福田委員 倉庫の中の方がカラスの被害に遭わないし、外だとラップが風化するので、ラップを厚く巻くので経費がかかるので、経費の削減になる。

恩田副会長 倉庫を建てるよりラップを巻いた方が安いでしょう。常識的に考えてほしい。

福田委員 農家にはいろいろな都合がある訳です。こういうことは市町村で審議

すればよいことで、ここでは審議する必要がないでしょう。ここでは何を審議するのかはっきりしてほしい。

恩田副会長　この会は、現場がわからないので書類を見て審議する。書類を見てどうですかと思ったので質問している。

福田委員　農業委員会の方で現場を見て、ちゃんとやっているの、よいと思います。

議　長　現場は現場で農業委員会が見ておられる。農家の気持ちもあるので否定する話ではないし大事にしないといけない。疑問があったときに、どうかということがあれば、質問を受けたいし、こうですと答えてもらいたい。

高西委員　図面のこの問題は何回も出ている。造成については埋め立てをどうするのか。崖はどうするのか、排水はどうかを明確にすることを何回も指摘してあるのに、どうしてできないのか。できない原因は何か。

議　長　だんだんよくなると思いますので、見守ってほしい。

事務局　今回8ページ、9ページの図面で用排水系統図はオーケーと判断してしまいました。これでよいと判断してしまった事務局のあやまりです。申し訳ございません。

高西委員　市町村も楽をしたいと考えている。しっかり指導してください。

山本委員　造成はいろいろある。住宅用から農業用、簡易的なものから高度のものまである。すべてにおいて同じ書式というのはおかしくないかと思う。このレベルの建物ではこれで分かるので、これで良いのではないか。

小林副会長　8ページは不要と思う。水田の取水と排水の図面である。9ページは排水状況はあるが、自然流下であるし、基礎でもこの建物はH鋼で建てたもので、壁がないものでも基礎部分の図面が必要であるという気がする。倉庫の内容等についても概略のようなものが、見えにくいということで問題が出ていると思います。

経営支援課　現場では周辺の了解も得ている。地下浸透で問題があったら、きちっと対応してもらえるとと思うそこらあたりの合意がとれていたら、自然流下という整理もありだと思っています。皆様のご意見を伺いながら一番適切なやり方、最終的に問題が起きないやり方を探れたらよいかなと思います。

議　長　現場で済ましたら、この会は要らなくなる。この会でいろんな立場からどうなんだろうという質問があり、それに対して議論がある。どこまで議論すればよいかあとで、冷静に考えたらと思います。

恩田副会長 建物の構造はどうか。これでは我々が見ても審議のしようがない。簡易なものか。トタンで覆っているかわからない。地元がよいといっているからよいというものではない。この会は書類で審査しないとイケない。4本足なのかどうか、鉄骨なのかそれさえも、見られないというもので審議するのはおかしいと思っています

車委員 市町村はきちんと現場を見ながら確認しながらやっているのだから、書類の足りないところはつけるにしてもある程度は市町村農業委員会の意見に対応するものだと思う。  
もう一つ、造成したら、必ず排水口がいるのか、地下浸透は駄目なのか。

議長 今の、地下浸透のことは開発行為の許可の条件になる。農地法制でなく都市計画の開発行為上の指摘で出てくる。そっちサイドとのすりあわせをした上で、農地法制上の許可をどうするかということが課題である。

県経営支援課 先ほどの説明の仕方が悪かったかもしれません。ここでの議論を軽んじているわけではありません。ここでしっかり議論があるから、それを踏まえて現場の対応ができると思っている。ここでしっかり議論をしていただくのはいいことだと思います。

議長 転用の確実性というと手元に資金があるか、転用が申請されたようにできるかということを農業委員会は見届けなければなりません。従っていい加減な話にはならない。そこは現場の意見を認めながらも、この会でここは注意した方がよいという意見ができればと思っている。

福田委員 資金調達もしっかり確認している。

事務局 30aを超える場合は説明事案様式では記入するようになっている。30a以下の事案の書きぶりが足りていないということです。一覧表事案の書きぶりを検討します。

議長 農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

## (2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年8月)を説明。)  
(30aを超える説明事案について倉吉市農業委員会が説明する。一覧表事案は事務局が説明する。)

### 【江府町の事案】

恩田副会長 25ページに申請地は中山間地直接支払いの協定農地であり一時転用の期間中は補助金の交付対象外とすることで調整済みとあるが、一時転用は3年であり、調整が出来るのか。調整できないと思う。南部町は返還

したことがある。ここでは返還なしはおかしいじゃないか。

事務局 一転用は来年3月までの転用で、今年度の補助金は交付されないということ調整してある。

議長 ここは許可案件であがってきたが、春先からこういう話があったので、直接支払いサイドとしては春先からここは外して、交付はしないということことで手続きが済んでいるということ。

恩田副会長 ここはどのように、どこが許可したのか。直接支払いは地域全体を見て宅地化したときは、3年目だったら3年分、5年目だったら5年分を返還しなさいとなっている。南部町は返還したことがある。

事務局 県は農地・水保全課が所管している。

議長 認めたのは市町村長が認めている。以前は一括返還であったが、近年は、制度改正があり場合によっては一括返還でなくてよいという運営になっている。基本は市町村長の判断になっている。補助金だから県がそれを見ていますし、指導は水土里ネットが委託を受けて実施しています。この件について制度上の問題と、これはどうだったかということとは、追って確かめて報告することによってどうでしょうか。

福田委員 先月もあったが、3月いっぱい対象を外してやれば、返還なしとなるようです。私も対象になって3月に農林水産課に言って外してもらいました。補助金の交付はありませんでした。農林水産課に言って外してくれと言え、外したところはカウントしないということによって補助金の交付はないようです。

#### 【農業用施設の転用事案】

議長 転用事案の中で農業用施設で畜舎とあるが、どういう構造のものかの記載がない。造成の中で何を建てるかで基礎をやるのかしないのかで、もめたことがあった。どういうものを建てるかで雨水の問題が出てくるし、住宅以外の農業用施設の時にどういう構造で基礎をどうするのかというところまで書類に記載すべきかどうか、しないでもよいのか不透明なところがあるなと感じたところです。皆さんの意見を聞かせてください。

福田委員 自分も大きな建物の工事にかかっている。大きな建物は排水もきちんとします。小さな小屋はそんなに必要でないと思う。それだけ経費がかかります。小さな小屋は自然流下でよいと感じます。

恩田副会長 農地法第5条の転用はすべて必要と思う。何年に1度の災害があり、周辺が水に浸かるという災害がある。浸かった時に農業委員会はなぜ許可したのかとなる。そういう時に、数字的にどこからどこまで水路が要するというあやふやな審議があったら審議する必要がない。農地法5条

はこうですよという基準を作るべきである。宅地であろうと牛舎であろうと建物は同じだから作るべきである。

小林副会長　　今までのいろいろな基準を作ってきた、一つの基本にのっとった対応を大であれ小であれ基準に従ってやっていくべきである。

山本委員　　規模と規格、住宅と農業用施設を画一的にするのは、農家の応援にならない。小さいものを建てる時に大きなものを建てる基準を当てはめるのはどうかと思う。あるところでラインを引くことはあると思うが、すべて画一的なもの押しつけるのは、農家を応援する立場のものがするものではないと思う。線引の議論があってもいいのではと考える。

議　長　　統一的な基準は必要と思う。その上で、ここから下のものは緩和をするとか、特例をするという話が筋かなと思う。そういう目でもの見たことがないので一回、現場を見て検証して検討してみたい。

基準として統一的なものがあって、こういうものについてはそれを免除するというルールではないか。

横山委員　　農地法5条の場合は、転用の時はしっかりしたものを建てるのが原則になる。面積によっては何につかうかということが、関係してくると思う。農用地に農具舎を建てる場合、基礎がしっかりしていれば課税は違って来る。宅地並みの課税がなされていることがでてきますので、農地法5条の場合はしっかりした決まりを作って対応するべきだと思う。

議　長　　今の話は、事務局で整理して下さい。4条5条も同じであり、転用とする場合基礎が有る無しの話だと思う。

事務局　　基礎がある事案とない事案がある。現在、統一的な対応をしていない。今後は検討していかないといけないと思う。

議　長　　言っていることがよく分からない。

小林副会長　　常設審議委員会の中で基礎の有無など内容が分かる資料をつけて、報告してもらわないといけない。

県経営支援課　　ケースバイケースがあるので一口で発言できません。検討させていただきたい。

議　長　　ビニールハウスの規制も改正されたので、含めて検討してください。

議　長　　農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

## 10 その他

### (1) 次回開催予定

事務局

来月は平成30年9月25日午前10時より、水明荘で開催します。  
当日午後、理事会を開催します。  
本日、午後から会長・事務局長会議、会長協議会総会を開催します。  
この後、理事、監事さんは別室で打合せを開催させて下さい。

議長

以上で、会を終了します。